

第3章 プランの基本理念

第3章 プランの基本理念

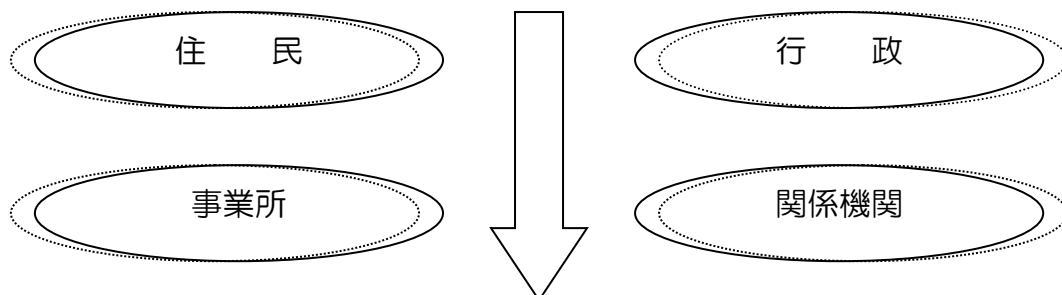
1. 基本理念

男女共同参画社会を実現するためには、互いの人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に活かし、共に責任を分かち合えること、そして、一人ひとりが個性や能力等を尊重・発揮できる社会を目指します。

本町では、さかい男女共同参画プラン(第2次)で定めた基本理念「男女が共に生き生きと暮らせる社会づくり」をさかい男女共同参画プラン(第3次)においても引き続き基本理念と定め、男性も女性も一人の人間として認め合い、支え合い、強い絆で結ばれ、ともに生き生きと自分らしく暮らしていけることのできる社会の実現を目指しています。

男女共同参画社会基本法基本理念

- (1)男女の人権の尊重
- (2)社会における制度又は慣行についての配慮
- (3)政治等に立案及び決定への共同参画
- (4)家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5)国際的協調



男女が共に生き生きと暮らせる社会づくり

2. 基本目標

基本理念に基づき、次の5つの基本目標を設定し、積極的に施策を推進します。

基本目標1 男女平等の意識づくり

男女がお互いの人権を尊重できる社会をつくるため、「男は仕事、女は家庭」といった性別を基にした固定的な役割分担意識を解消し、人権を著しく侵害する暴力の防止等、あらゆる人に向けた意識啓発や支援体制の整備を進めます。

基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画の推進

男女がともに、対等なパートナーとして活躍できる社会を目指し、行政機関・地域・国際分野において女性の社会参画の推進を図り、男女のバランスと調和を進めます。

基本目標3 多様な働き方を可能にする社会づくり

性別にかかわらず能力を十分に発揮し、多様で柔軟な働き方ができる環境の整備が望まれています。そのため、労働分野への男女共同参画を推進していきます。

基本目標4 すこやかで安心して暮らせる環境づくり

安心して子育てができる環境の整備と、高齢者や障害者を含めたすべての人が生き生きと過ごすことができるよう支援サービスの充実に努めます。また、介護者への支援を推進していきます。

基本目標5 男女共同参画の推進体制づくり

行政・町民・事業所・関係機関等との連携を強化し、男女共同参画に関する施策を進めていきます。

3. プランの体系図

【基本理念】

【基本目標】

【施策の方向】

